

福岡県公報

令和 8 年 2 月 17 日
第 671 号

目次

告 示 (第71号 - 第76号)

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3

公 告

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (職業能力開発課) 3
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (行政経営企画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 4

雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (廃棄物対策課) 4

告 示

福岡県告示第71号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字合馬字鍋河内890・2416の15・2416の56・2419（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第72号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市八幡東区河内二丁目3126の3（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第73号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市明星寺字河内853の1、854の1、854の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字河内853の1・854の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第74号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字中元寺字田ノ本下ノ平778の107・778の108・778の121（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第75号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市大力字畑中164、183の1、185の1、206、209、字地藏免234の1、234の2、236、字石井手254の1、256の1、256の2、字助五郎269、字ムロ319、359の2、字ババ1366、字アマカセ1497の1、1497の2、1499、字ウラダ1539の1、1539の2、

1553の2、1596

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第76号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林子定森林の所在場所

田川郡香春町大字採銅所字梅ノ木谷3687、字堤ノ下3688

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字梅ノ木谷3687・字堤ノ下3688（以上2筆について次の図に示す部分に限る。

）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

福岡県職業能力開発促進条例施行規則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和8年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和8年2月17日から令和8年3月17日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課に備え置きます。

公告

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和8年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和8年2月17日から令和8年3月16日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に

掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市宮司ヶ丘203番1から203番31まで、211番4、211番5及び213番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市御笠川四丁目4番16号

株式会社東部興産

代表取締役 白石 武士

雑 報

福岡県環境審議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

令和8年2月17日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

福岡県廃棄物処理計画に係る答申案

2 答申案の概要

第1章 廃棄物処理計画の基本的事項

第2章 廃棄物処理の現状及び課題

第3章 廃棄物処理の基本方針

第4章 目標の設定

第5章 計画の推進

第6章 県において実施している主要な施策

3 答申案の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

(1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7）

(2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8）

(3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）

(4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）

(5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1）

(6) 福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期間

令和8年2月17日（火）から令和8年3月2日（月）まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部廃棄物対策課

（住所） 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ） 092-643-3365

（電子メール） haiki@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、200字以内でまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。